7 金融・証券・保険関係

(1) 金融

規制緩和推進 3 か年計画(再改定)(平成 12 年 3 月 31 日閣議決定)における決定内容						
事 項 名	措置内容	実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等	備考
		10 年度	11 年度	12 年度		
42 商品投資に係る事業規制	(c) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1超で、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーの在り方等をあわせ、検討し、結論を得る。	10 平皮	11 年度 (検討)	12 年度 (結論)	(金融庁、農林水産省、経済産業省) 商品投資販売業に対する規制については、金融審議会金融分科会第一部会報告(平成 17 年 12 月 22 日)や経済成長に向けたファンドの役割と発展に関する研究会報告(平成 17 年 12 月 27 日)等を踏まえて検討を行った結果、当該規制を廃止して、様々なファンドを含めた幅広い金融商品の販売・勧誘についての横断的な利用者保護の枠組みを整備する金融商品取引法に移管することとし、そのための関連法案が平成18 年 6 月 7 日に第 164 回国会で可決成立した(平成 18 年 6 月 14 日公布)。 これに伴い、施行日(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)以降は、投資対象が限定されない柔軟な運用を可能とするファンドの販売が可能となる。	